

高齢者虐待防止に関する指針

医療法人社団 涓泉会

山王リハビリ・クリニック 通所リハビリテーション

山王リハビリ・クリニック 訪問リハビリテーション

ジップ・山王リハビリ

山王リハビリステーション

山王リハビリ訪問看護ステーション

第1章 総則

第1条（目的）

医療法人社団 涓泉会の各事業所に所属する全職員が、利用者の権利を擁護するとともに、利用者が介護サービス等を適切に利用できるように支援することを目的とし、人員、施設及び運営に関する基準省令35条の2に基づく虐待防止のための指針を以下のように定める。

第2条（対象とする虐待）

この指針において「虐待」とは、職員が支援等を行う利用者に対して行う、次の各号の行為をいう。

- 1 利用者の身体に外傷が生じる、または生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2 正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。（身体的虐待）
- 3 利用者にわいせつな行為をすることまたはわいせつな行為をさせること。（性的虐待）
- 4 利用者に対する暴言、拒絶的な対応、不当な差別的言動、心理的外傷を与える言動を行うこと。（心理的虐待）
- 5 利用者を衰弱させるような減食、長時間の放置等の対応。（ネグレクト）
- 6 利用者の財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当な財産上の利益を得ること。（経済的虐待）

第3条（虐待に対する基本方針）

職員は利用者に対し、いかなる虐待もしてはならない。

第2章 虐待対応体制

第4条（虐待対応責任者）

本指針による虐待の責任主体を明確にするため、虐待防止責任者を設置する。

2 虐待防止責任者は、法人の法令遵守責任者があたるものとする。

第5条（虐待対応責任者の職務）

虐待対応責任者の職務は次の通りとする。

- 1 虐待内容及び原因の把握、解決策の検討
- 2 解決のための当事職員との話し合い
- 3 利用者(家族含む)及び通報者への結果報告
- 4 大田区への報告

第3章 虐待防止対応及び解決

第6条（虐待対応の周知）

虐待対応責任者は事業所の役職者らと連携し、法人ホームページへの掲載及び施設内への掲示等により、虐待対応について周知を図らなければならない。

第7条（虐待の通報及び発見）

利用者本人、またはその家族、職員等（以下、利用者等）からの通報がある時は、本指針に基づき適切に対応しなければならない。

2 職員は、職員、他事業所の関係者、または家族や同居者等から虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際には、速やかに虐待対応責任者と事業所の役職者に通報しなければならない。

第8条（虐待通報の受付）

虐待の通報は、様式によらない文書、口頭による通報によっても受け付けることができるものとする。

2 通報を受けた者は、利用者等から虐待通報を受け付けた際に「虐待通報の

受付・経過記録書」を作成し、その内容を虐待通報者に確認するものとする。
尚、通報者名の記載については、通報者本人の同意を必要とする。

第9条（虐待の報告・確認）

通報を受けた者は、受け付けた虐待の内容を虐待対応責任者と事業所の役職者に報告する。

- 2 虐待対応責任者は、虐待防止委員長と院長、理事長に報告する。
- 3 虐待対応責任者は、利用者への虐待が認められた場合は、大田区に報告する。

第10条（虐待解決に向けた協議）

虐待対応責任者は、虐待通報の内容を正確に理解するため、虐待通報者及び当該利用者から通報内容を詳細に聞き取るものとする。

- 2 虐待対応責任者は、関係者と解決に向けた話し合いを行う。
- 3 前項による話し合いは、原則として虐待通報のあった日から7日以内に行わなければならないものとする。
- 4 虐待通報者及び虐待対応責任者は、必要に応じて地域包括支援センター等に助言を求めることができるものとする。

第11条（虐待解決に向けた記録・結果報告）

虐待対応責任者は、当事者との話し合いの結果や改善を約束した事項について別に定める「虐待解決話し合い結果記録書」に記録するものとする。

- 2 虐待対応責任者は、当事者との話し合いの結果や改善を約束した事項について、利用者及びその家族、虐待通報者に対して別に定める「改善結果(状況)報告書」により報告をする。尚、報告は、原則として話し合いを終了した日から7日以内に行わなければならないものとする。
- 3 虐待対応責任者は、利用者及びその家族が満足する解決が図られなかった場合には、大田区の苦情相談窓口及び東京都社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会等の窓口を紹介するものとする。

第12条（虐待防止のための職員等研修）

虐待対応責任者は、虐待防止啓発のための職員研修を定期的に行なわなければならない。

- 2 前項の研修は、介護業務に携わる職員以外の職員に対しても行うものとする。
- 3 第13条に規定する虐待防止委員会の委員長は、虐待防止に関する外部研修等に職員を積極的に参加させるよう努めなければならない。

第 13 条（虐待防止委員会の設置）

虐待対応責任者は、法人内における虐待防止を図るため、虐待防止委員会を設置しなければならない。

- 2 虐待防止委員会は、半期ごとに1回以上開催しなければならない。
- 3 虐待防止委員会は、虐待防止委員長の招集により、臨時開催が可能。
- 4 虐待防止委員会の委員長は、虐待防止委員会にて定め、任期を2年とする。
- 5 虐待防止委員長が必要と認める場合は、第三者に虐待防止委員会への参加を求めることができる。
- 6 虐待防止委員は、日頃から虐待防止の啓発に努めなければならない。

第 14 条（権利擁護のための成年後見制度）

虐待対応責任者は事業所の役職者と連携をし、高齢者の人権等の権利擁護のため、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の情報をはじめ利活用について利用者本人及びその家族等に啓発するものとする。

第 15 条（改 廃）

本指針の改定は、必要に応じて行うものとする。

附則

この指針は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。